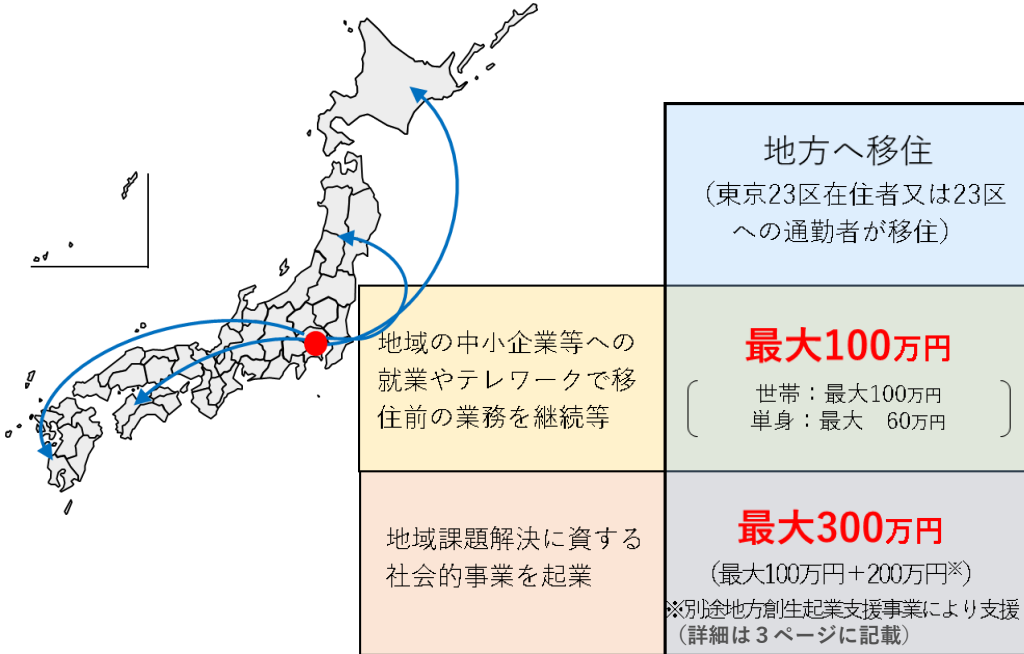


- 地方へのUターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援。
- 子育て世帯の移住を強力に後押しするため、令和5年度から「子育て世帯加算」を従来の子供一人当たり最大30万円から、最大100万円に増額。

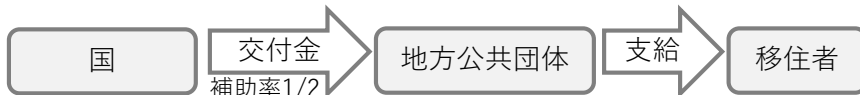


18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子供一人あたり最大100万円を加算 (R5拡充)

- ※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

<資金の流れ>

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
 - ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 等を実施
- ※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要

地方創生移住支援事業

○ UIターン希望者の経済的負担の軽減、地域の中小企業の担い手不足の解消を目的として実施している本事業について、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決を支援するためデジタル人材の地域還流促進の要素を拡充。

移住支援事業の枠組み

国

デジタル田園都市国家構想交付金（補助率1/2）

道府県

東京圏外の
中小企業

マッチング支
援対象企業

地域で起業

設置・運営

求人情報の登録

移住・就業

移住支援金を支給

道府県の
マッチングサイト

求人閲覧・応募

UIターン希望者

移住支援金・起業支援金を支給

移住・起業

地方公共団体と連携して移住者の起業・就業を支援。
地域の企業、金融機関、経済団体等

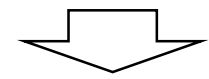
東京23区
在住・通勤者

マッチング支援事業

- ・ 移住支援金の受給要件として、移住先で就業する際には、道府県が管理・運営するマッチングサイトに掲載された移住支援金対象の求人への就業が必須。
- ・ デジタル人材の地域還流促進のため、道府県が運営するマッチングサイトに対し、デジタル人材の求人票を掲載するよう推奨（努力義務）。

その他

- ・ 起業支援事業、就業支援事業、プロフェッショナル人材支援事業、先導的人材マッチング事業と連携。
- ・ 令和3年度からはテレワークによる移住（転職なき移住）を要件に追加。



地域へのデジタル人材の就業の促進
テレワーク要件によるデジタル人材の地方移住を促進



地方創生起業支援事業

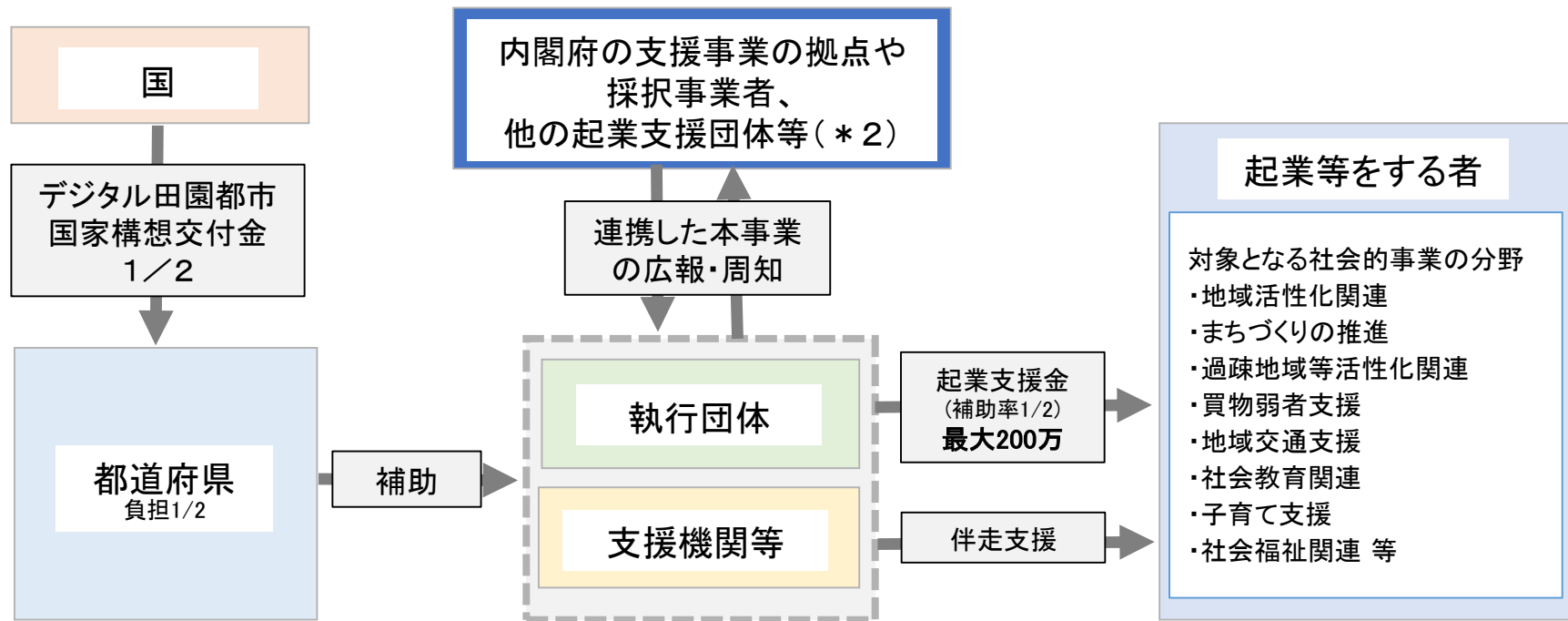
- ・事業費を国と都道府県が1/2ずつ負担し、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とした起業等（情報通信関連業種における事業承継・第二創業を含む）をする者に対して、起業等に必要経費の一部を起業支援金として支給する。

【起業支援金の上限金額は200万円とし、補助率は1/2以内とする。】

- ・各都道府県が対象となる社会的事業の分野を地域再生計画に位置づけ、当該分野における「社会性」、「事業性」、「必要性」、「デジタル技術の活用(*1)」を満たす起業等を支援する。

(注)令和5年度より、生産性の向上等につながる起業等を支援するため、申請要件に「デジタル技術の活用」を追加。

- ・各都道府県は、公募を通じて執行団体を選定する。執行団体は、起業等をする者の公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務及び起業等に関する伴走支援業務を行う。



*1活用するデジタル技術は、キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売や、既存ツールを含むSNSやWebサイトでの情報発信、Wi-Fi環境整備などの起業等をする事業に資するデジタル技術を幅広く受け付ける。

*2 内閣府の支援事業の拠点や採択事業者とは、プロフェッショナル人材事業の拠点や、先導的人材マッチング事業の採択事業者のことをいう。また、他の起業支援団体等とは、日本政策金融公庫等の政府系金融機関、大学、商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等を想定している。

新規就業等支援事業

- デジタル技術の活用等により働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保を図る観点から、
 - 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保
 - デジタル技術を活用した仕事に従事してみたいと希望する人を対象とした、デジタル技術の仕事への活用促進を目的として都道府県が官民連携プラットフォームによって実施する取組をデジタル田園都市国家構想交付金によって支援する。

新規就業支援

… 就業先で従事する業務の内容にかかわらず、現在働いていない女性・高齢者等について新規就業を支援する取組

【支援対象者】

無業者（女性や高齢者等が念頭だが、特に性別・年齢等の属性の限定はなし）

【取組の要件】

①掘り起こし、②職番環境改善支援、③マッチング支援 を実施することを必須として、
⑥官民連携プラットフォームを活用して、一体的・包括的に取組を実施することを要件とする。

⇒ **本交付金事業では、この“新規就業支援”を実施することを必須とする**（※）

デジタル活用促進支援

… デジタル技術の習得や仕事への活用促進を支援する取組

【支援対象者】

無業者に加えて、現在既にパート等として働いている**有業者**も含む。

【取組の要件】

⑥官民連携プラットフォームを活用して、一体的・包括的に取組を実施することを要件とする。
(①～⑤は新規就業支援事業の内容を参考に、地域の実情に応じて実施要否を判断)

⇒ **本取組を実施する場合には、交付金事業の申請上限額を増額**
(事業費ベース：8000万円 ⇒ 8500万円に拡充)

本交付金事業によって支援する都道府県の取組

《⑥統合管理業務》

官民連携プラットフォームを形成して、
取組全体の統括や進捗・成果を管理

《①掘り起こし》

支援対象者の発見、
就労等の意欲喚起

《②職場環境 改善支援》

制約を持った者でも
働きやすい環境整備

《③マッチング支援》

希望者と中小企業等のマッチングを支援

《④訓練・研修》

就業訓練やデジタル
技術の習得を支援

《⑤伴走支援》

就職後、本人や企業に対して
定着を促す支援

(※) “デジタル活用促進支援”を念頭に行う場合でも、本要件を満たす内容であれば“新規就業支援”としての要件を満たすため、積極的な実施を検討していただきたい。

新規就業等支援事業

- 都道府県を実施主体として、官民連携のプラットフォームを形成した上で、地域の実情に応じて「掘り起こし」/「職場環境改善支援」/「マッチング支援」/「就労訓練・研修」等の一連の取組について、ハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施する体制を構築する。
- 連携体制により実施する下記①～⑥の取組を交付金によって支援する。

現在働いていない女性や
高齢者等の新規就業の支援
⇒ 無業者のみ対象

デジタル技術の習得や、
仕事への活用促進の支援
⇒ 無業者・有業者ともに対象

都道府県の事業のイメージ

《官民連携型のプラットフォーム形成》

＜女性・高齢者等の「働き手」の支援＞

① 掘り起こし

支援対象者の発見、就労意欲を喚起

- (例) ◎ 対象者に応じた媒体による情報発信 (SNS、新聞広告等)
◎ 老人クラブ、母親サークル、パソコン教室等の身近な地域の機関と連携したセミナー、相談支援への誘導 等



(公報、SNSなど対象者に応じた媒体の活用)

③ 就労訓練・研修

仕事につながるデジタルスキルの習得を支援

- (例)
◎ インターン型就業体験
◎ PCスキルに関するオンライン講習

公的職業訓練は範囲外

(webデザインやデータ集計、SNSの活用等に関する講習)



⑥ 統合管理業務

官民が連携して
一体的・包括的に実施



(相談窓口を設置して、制約や事情を踏まえた就業のアドバイスを実施)

④ マッチング支援

相談支援や面接会などによりマッチングを支援
(人手不足業界やデジタル分野の企業等への勧奨も実施)

- (例) ◎ 労働条件等の調整、相談員による面接指導
◎ 合同面接会、職場体験会

ハローワーク等での対応
※官民連携PFで連携

新規就業や、仕事へのデジタル技術の活用を実現!

⑤ 伴走支援 (定着支援)

＜中小企業等の支援＞

② 職場環境改善支援

女性・高齢者等の働きやすさの観点から、
専門家の知見やデジタル技術の活用を通じて、
業務の改善策を提案

- (例) 【ソフト・ハード両面からの見直し】
◎ 業務プロセス改革による業務切り出しと再編
◎ 短時間勤務の導入
◎ サテライトオフィス等の在宅ワーク環境の整備
◎ 業務改善ツールの導入 等



(業務プロセス改革のコンサルテーション)

各省庁の補助金・助成金も活用



(宅配便の住宅配達業務を地域の高齢者に委託)



(自宅近辺にサテライトオフィスを設置)

※ は、都道府県で実施する取組に対して、 は、地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。国がデジタル交付金で支援する部分。
※ 都道府県は、民間事業者、関係機関(市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等)と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。